

「戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例(案)」

意見募集期間

令和5年8月1日 から 令和5年8月30日 まで

概要

インターネットの普及により、誰もがあらゆる情報を瞬時に取得できるようになった一方で、誹謗中傷、プライバシー侵害等の問題が深刻化しています。このことにより、被害者が心理的、身体的に大きな負担を強いられるだけでなく、発信者自身が意図せず加害者となってしまう場合があります。

本市においては、市民が被害者にも加害者にもならないよう、インターネットリテラシーの向上をはじめとした誹謗中傷等の防止に関する施策を実施するため、本条例を制定します。

市民生活への影響

本条例に基づき、市は関係機関と連携し、インターネット上の誹謗中傷等による被害者及び加害者を発生させないための施策を推進していきます。

また、本条例では、市の責務を規定するとともに、市民等の役割として、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めることを定めています。

